資料３－１

令和６年度第２回神奈川県再犯防止推進会議
横須賀市「横須賀市再犯防止対策連絡会議について」

横須賀市再犯防止対策連絡会議について

１　設置年度

平成 31 年度（令和元年度）

２　設置目的

再犯防止対策の推進について、本市と本市内の関係機関・団体が連携を強化し、再犯の現状、再犯防止の課題及びこれらを踏まえた再犯防止対策の情報の共有等を行うため。

３　内容

（１）再犯の現状把握に関する情報交換
（２）市及び関係機関における連携方法についての意見交換
（３）再犯防止対策に関する意見交換
（４）その他連絡会議が必要と認める事項

４　構成機関・団体

No.	機関・団体	区分
1	横浜保護観察所	保護観察機関
2	横須賀保護司会	更生保護関係団体
3	横須賀地区更生保護女性会	〃
4	横須賀刑務支所	矯正施設
5	久里浜少年院	〃
6	横浜少年鑑別所	〃
7	横浜地方検察庁横須賀支部　※令和６年度から参加	検察機関
8	横須賀警察署	警察
9	田浦警察署	〃
10	横須賀南警察署	〃
11	横須賀公共職業安定所	就労支援機関
12	神奈川県弁護士会横須賀支部	司法関係団体
13	横須賀市社会福祉協議会	福祉関係団体
14	（横須賀市民生局福祉こども部）地域福祉課	福祉担当
15	（横須賀市民生局福祉こども部）生活支援課	〃
16	（横須賀市民生局こども家庭支援センター）こども家庭支援課	青少年担当
17	（横須賀市教育委員会事務局学校教育部）支援教育課	児童・生徒指導担当
18	（横須賀市民生局地域支援部）市民生活課　※座長	更生保護・防犯担当

５　開催頻度

年２回（７月、１月）

・令和５年度第１回会議（令和５年７月）　「再犯防止推進計画の策定に向けて」
・令和５年度第２回会議（令和６年１月）　「横須賀市再犯防止推進計画について」
　「本会議への横浜地方検察庁の参加について」
・令和６年度第１回会議（令和６年７月）　「検察庁が取り組む入口支援について」
・令和６年度第２回会議（令和７年１月）　「検察庁において入口支援を実施した対象者のその後の状況、現況について」
　「コロナ禍後の犯罪・非行の傾向について」

６　設置のメリット

・関係機関・団体で顔が見える関係づくりにつながり、現状や認識、課題等を共有することができる。
・犯罪をした方等が抱える様々な課題を踏まえた支援のノウハウや知見を得ることができる。

資料３－２

令和６年度第２回神奈川県再犯防止推進会議
横須賀市「保護司の面接場所の確保について」

保護司の面接場所の確保について

・保護司による保護観察対象者との面接については、市立総合福祉会館内に設置している横須賀更生保護サポートセンター（リ・ボーンよこすか）で行われているほか、保護司会または保護司から希望があれば、コミュニティセンターの会議室等を貸し出している。

・使用料は免除

※根拠規定

コミュニティセンター条例第13条第3項

「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」

コミュニティセンター条例施行規則第4条第2項及び同項第3号

「条例第13条第3項に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。」

「市内の公益的かつ広域的な活動を行う地域活動団体が、公益上の目的のために使用するとき。」

資料３－３

令和６年度第２回神奈川県再犯防止推進会議
横須賀市「市役所退職者への保護司、更女会員案内チラシの配付について」

活動してみませんか ～保護司～

市民生活課では、更生保護事業団体及びその活動を支援しています。

更生保護とは、犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動で、その中心となっているのが「**保護司**」です。

犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを実現するためには、地域を知る皆様のお力が必要です。皆様も保護司として活動してみませんか。

Q　保護司とは？

A　保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。身分としては、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。給与は支給されませんが、活動内容に応じて、実費弁償金が支給されます。

Q　保護司の活動は？

A　保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求めるとともに、犯罪や非行のない社会づくりを呼び掛ける「犯罪予防活動」の２つの活動を主に行っています。

処遇活動

処遇活動の中核は「保護観察」です。保護観察は、犯罪や非行をして保護観察を受けている人と月２、３回程度面接をし、相談に乗ったり、約束事を守るように指導したりします。

保護観察は、犯罪者処遇の専門家で、国の専門官である「保護観察官」と、地域のボランティアである「保護司」が二人三脚で行います。

犯罪予防活動

犯罪や非行のない地域社会を築くため、毎年７月を強調月間として「社会を明るくする運動」を行っています。

同運動において、住民向けの啓発イベントを開催するなど、様々な広報活動に積極的に取り組んでいます。

また、地域で住民集会を開いたり、学校等と連携して活動をしたりしています。

保護司のクジラ先生

保護司に興味がおありの方、保護司について話を聞いてみたい方は
お気軽に 市民生活課 までご連絡ください。
TEL 046-822-8291

保護司について興味がおありの方はこちらもご覧ください！
「保護司というボランティア」
〔法務省保護局･全国保護司連盟　パンフレット〕

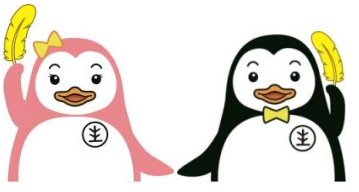

更生ペンギンの
サラちゃん

更生ペンギンの
ホゴちゃん

更生保護女性会をご存じですか？

～　一緒に活動してくれる方を募集しています！　～

更生保護女性会とは？

更生保護女性会の
オコジョさん

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

主な活動内容は？

更生保護女性会の活動は、社会に対するあたたかい関心と優しさとほんの少しの余暇があれば、どなたにでもできる活動です。明るい社会を築くための、小さな”あかり”になることをこころざしてくださいませんか？

例えば…

保護観察所、保護司と連携し、
保護観察を受けている人に対する処遇の一環として行われている
「社会貢献活動」や「就労支援活動」などへの協力をしています。

刑務所や少年院などの矯正施設を訪問し、収容者を励ましたり、
立ち直りのための良い環境を整えることなどに協力しています。

住んでいる地域の一員として、
更生保護関係団体・地域の関係団体と連携協働し、
住みやすい地域社会づくりに向けて活動しています。

入会資格は？

特別な資格はいりません。
会の趣旨に賛同する女性であれば、どなたでも参加できます！

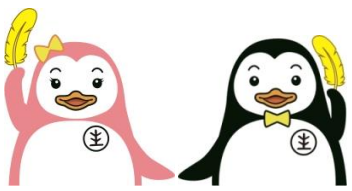

更生ペンギンの
サラちゃん

更生ペンギンの
ホゴちゃん

市民生活課では、更生保護事業団体及びその活動を支援しています。
更生保護女性会について話を聞いてみたい方は
お気軽に　市民生活課　までご連絡ください。
TEL 046-822-8291

更生保護女性会について興味がおありの方はこちらもご覧ください！
「保護司、更生保護女性会、BBS 会というボランティア」

〔法務省保護局　パンフレット〕